

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 4 月 17 日

岩手県立野外活動センター所長 高橋 弘寿

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立野外活動センター草刈等業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 履行期間 令和 7 年 11 月 30 日まで
- (4) 履行場所 陸前高田市広田町字大久保ほか
- (5) 入札方法

(1) の業務名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項次の全てを満たす者であること。

なお、(5) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に「清掃（道路・公園等）」業務の有資格者として登載されている者で、沿岸広域振興局管内のうち、大船渡地区又には本店又は名簿に「支店等」として登載されている営業所等（岩手県内に本店を有する者の営業所等に限る。）を有すること。
- (3) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
- また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒029-2208 岩手県陸前高田市広田町字大久保 124-1
岩手県立野外活動センター 電話：0192-22-9800
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
令和7年5月15日（木）午前10時00分
岩手県立野外活動センター 2階 研修室 1
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

3 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和7年5月1日（木）正午までに2（1）の場所に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において、岩手県立野外活動センター所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加
(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。